

件名	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
関係課	—
改正対象	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和 51 年松前町規則第 1 号)
根拠法令等	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号） ○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 16 号）
制定（改正）理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）により、災害弔意金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部が改正されたことに伴う規則の改正。
制定（改正）の主な内容	<p>○様式改正</p> <p>(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【法第 10 条第 4 項】 据え置き期間経過期間後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で条例で定める率とされた。 ➡ <u>条例に利率を無利子と定める。</u>（様式第 3 号、第 5 号改正） <p>(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【令第 7 条第 3 項及び第 4 項（災害援護資金の限度額及び償還方法）】 年賦償還、半年賦償還に加え、<u>月賦償還が追加された。</u> ➡ <u>条例に追加</u> (様式第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 13 号改正) ・【令第 8 条（保証人）】 東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることが適切であることから、削除された。 ➡ <u>保証人を附す。</u> ・【令第 9 条（違約金）】 違約金を延滞元利金額につき年 10.75 パーセントの割合で徴収することとされているが、近年の低金利情勢を踏まえ、年 5 パーセントの割合で徴収するものとされた。 ➡ <u>規則改正</u>（様式第 14 号、第 15 号改正）
施行日	公布の日
【その他参考事項】	